

2018年11月7日
2020年9月15日改訂

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》への取組方針

三菱商事企業年金基金

三菱商事企業年金基金は、その保有する資産を主体的に資産配分する「資産保有者(アセットオーナー)」として『日本版スチュワードシップ・コード』(以下、コード)の受入れを表明し、資産の運用を委託する運用機関(以下、運用受託機関)に対し、スチュワードシップ活動を求めます。

当基金は、年金資金の株式運用を運用受託機関に一任委託しているため、投資先企業、その保有規模及び保有期間の選定、また議決権行使内容の判断に関しては、運用受託機関が行うものとなります。当基金としては「資産保有者」として、スチュワードシップ活動を直接的に担う運用受託機関がこれを通じて、投資先企業の企業価値向上と当基金の投資価値拡大を図る活動を行うことを常に求めます。

原則への対応(2020年9月15日改訂)

(原則1)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、コードの受け入れと、同コードに則った活動により、投資先企業に対する企業価値向上と投資価値向上を求めます。

(原則2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、コードに基づく利益相反への対応方針の策定・遵守と当基金に対する開示を求めます。

(原則3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、当該運用受託機関の運用方針や投資目的に照らしてスチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況の適時かつ適確な把握を求めます。

(原則4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、投資価値向上のための対話を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使に係る方針を定めることと、その行使実態の開示を求めます。当該方針は投資先企業の投資価値成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、それをどのように果たしたかについて、定期的な報告を求めます。

また、その結果を当基金の加入者・受給者に定期的に報告します。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業との対話や適切なスチュワードシップ活動の実行と、そのために必要な体制の構築・維持を求めます。

また、当基金は、自らもスチュワードシップ責任を実効的に果たすための役割と責務を担っていることを認識し、運用体制の維持・向上に努めます。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供機関に対し、適切なサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するよう努めることを求めます。

以 上